

「こどもの参画ガイドライン Ver.1.0」概要版

H23. 9. 22

1 はじめに

- (1) ガイドライン作成の主旨
- (2) 千葉市のこどもの参画の現状

2 こどもの参画の考え方

- ガイドライン 01 :なぜ、こどもの参画が必要か？
- ガイドライン 02 :こどもの参画とは？
- ガイドライン 03 :子どもの視点に立つ
- ガイドライン 04 :子どもの声の聞き方

3 こどもの参画の(事業の)進め方

<子どもの集め方 対象とする子どもの範囲>

- ガイドライン 05 :子どもが参画できる作業とは？
- ガイドライン 06 :対象とする子どもの範囲とは？
- ガイドライン 07 :子どもへの呼びかけ方

<支援する大人>

- ガイドライン 08 :安心して楽しく子どもが参画できる方法
- ガイドライン 09 :基本的なプログラムの組み立て方
- ガイドライン 10 :子どもの参加から参画へ
- ガイドライン 11 :子ども会議
- ガイドライン 12 :子ども自身による運営方法
- ガイドライン 13 :子どもの居場所づくり
- ガイドライン 14 :子どもから子どもへのプロジェクト
- ガイドライン 15 :子どもによる評価
- ガイドライン 16 :こどもの参画を支援する大人サポーターの養成
- ガイドライン 17 :こどもの参画を支援する地域団体、NPO 等との連携
- ガイドライン 18 :地域コミュニティでのこどもの参画
- ガイドライン 19 :待つ忍耐と行動への粘り強い信頼

<学校との連携>

- ガイドライン 20 :学校の協力を得るための手順
- ガイドライン 21 :教育機関、保護者はじめ一般への理解の求め方
- ガイドライン 22 :こどもの参画の教育的意義
- ガイドライン 23 :学校と地域の連携
- ガイドライン 24 :国の子ども施策を活かす
- ガイドライン 25 :学校の屋外空間を活かした遊び場づくり

<まちづくり、関連施設>

- ガイドライン 26 :公園づくりへのこどもの参画
- ガイドライン 27 :住宅地内の安全な道路
- ガイドライン 28 :児童館・公民館
- ガイドライン 29 :商店街、空き店舗
- ガイドライン 30 :図書館

<メディア・情報発信>

- ガイドライン 31 :こどもの参画への情報機器の活用
- ガイドライン 32 :フレゼンテーション・発表の場
- ガイドライン 33 :広報活動(公共性の獲得)

4 推進体制

- ガイドライン 34 :こどもの参画の考え方の共有
- ガイドライン 35 :こどもの参画の職員研修
- ガイドライン 36 :こどもの参画の庁内体制づくり
- ガイドライン 37 :こどもの参画のPDCA マネジメント
- ガイドライン 38 :こどもの参画事業のスクリーニング
- ガイドライン 39 :子どもへの影響のアセスメント
- ガイドライン 40 :こどもの参画に期待される効果、成功に導く仕掛け
- ガイドライン 41 :「子どもの提言の実現」のための仕組みづくり

5 おわりに～今後の課題～

1 はじめに

(1) ガイドライン作成の主旨

このガイドラインは「こどもの参画」を進めるにあたって、その基本的考え方や、どのような点に注意したらよいか、そしてどのように進めたらよいかという方法などを伝えるものです。千葉市の職員の人に向けて企画しましたが、子どもに関わる市民団体や専門家にも、そして一般市民にも読んで分かるようにすることを狙いとしてしました。

部分的には子どもには難しい表現もあるかも知れませんが、子どもたちにも、ぜひとも読んでほしい思いでいます。将来的には子どもたちの意見を聞きながら修正したり、子どもたちの意見を取り入れて、子どもたちにも分かりやすく、より充実したものにしていきたいと思っています。

(2) 千葉市のこどもの参画の現状

市では、こどもの参画について、幼少期から青年に至るまでの子どもの発達段階に応じ、社会への関与の度合いの異なるプログラムを用意し推進しています。これにより、幼少期から、徐々に自らの周りとの関係性や主体性を学ぶことが可能となり、これらへの参加体験を通じて、市民参加・協働を担う自立した市民に成長していくものとの考えに立つものです。

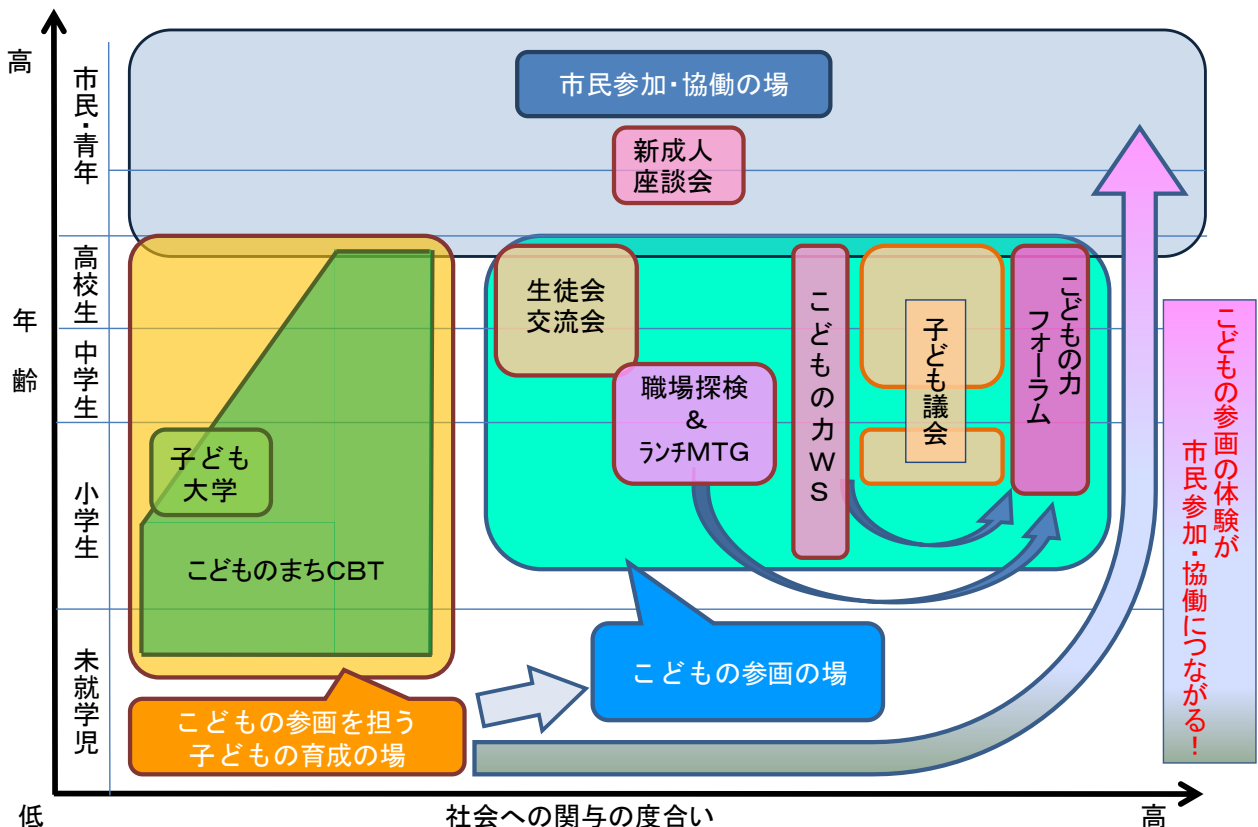
具体的には、こどもの参画の推進において、次の二つの場を設け、それぞれにモデル事業を設定し、推進しています。

○ こどもの参画を担う子どもの育成の場

こどもの参画を担う子どもを育てるため、小学生～中学生を主な対象に、自分の周りの疑似的な社会体験等を通じて、自らの役割を自覚した中で、他者との関わりや積極的に行動することの経験を積むプログラム

○ こどもの参画の場

中学生～高校生を主な対象に、実際に市政やまちづくりに対する考えを深め、その意見を市が活かしていく、こどもの参画を体現するプログラム



2 こどもの参画の考え方

ガイドライン 01 :なぜ、こどもの参画が必要か？

まちづくりは未来を創ることであり、未来を一番持っている子どもたちの意見を取り入れ、市政やまちづくりに反映していくことが、未来の住みよい千葉市につながる。そのために、子どもたちに参画と自覚を促し、大人とともに課題解決ができることを実践し、少しでも自分で変えることができたという実感を得ていくことが求められる。

ガイドライン 02 :こどもの参画とは？

こどもの参画とは、子どもが課題に対して主体的にその原因、問題を考え、その問題解決に向けて何をしたらよいかを調べ、解決策を計画して実践することであり、そのようにして、子どもに関する事項について、大人だけではなく子どもも意思決定に加わることを言う。

ガイドライン 03 :子どもの視点に立つ

子どもと言っても年齢、発達段階も様々、幼児、小学校低学年、高学年、中学生、高校生とそれぞれの発達の特性を理解して、その身体的特徴や能力、視点、視野等大人とは違うとの認識のもとに、子どもの目から見てみる視点の転換が大人にも求められる。

ガイドライン 04 :子どもの声の聞き方

子どもの発達段階の特性をよく知った上で、質問する言葉にも大人は気をつけた方がよい。自分の感情より子どものその時の感情を推し量り、迎合ではなくその気持ちに寄り添いながら、ともに解決策を考えるために、事実と一緒に発見する聞き方が望ましい。

3 こどもの参画の(事業の)進め方

<子どもの集め方 対象とする子どもの範囲>

ガイドライン 05 :子どもが参画できる作業とは？

子どもには、自らの環境について考え、評価する力がある。なぜならば、学校教育においても、多くのコミュニティにおける社会的事業やその役割について基礎的な知識を学習しているし、発達の過程を捉えてみても、大人以上に社会環境に興味関心を示すのは子どもである。こうした力を信じて支える環境づくりを大人たちは考えなければならない。

ガイドライン 06 :対象とする子どもの範囲とは？

子どもは社会と関わりながら発達する。その中で、権利主体をしっかりと認識していくために、こどもの参画は重要な役割を果たす。仲間や環境との対置が始まる7歳くらいから社会的自立を果たすまでが主な範囲となる。しかしながら、参画の効果と影響は、その他の年齢においてもある範囲で広がる取り組みであることも認識することが大切である。

ガイドライン 07 :子どもへの呼びかけ方

子どもへの呼びかけは、子どもが自ら参加してみたいと、魅力を感じる働きかけが望まれる。できるなら集まりやすい地域単位で行ってから、その結果を代表が集まり、市全体で議論するような徹底した積み上げ方式も、子どもたちが代表制民主主義を理解するきっかけとなる。

<支援する大人>

ガイドライン 08 :安心して楽しく子どもが参画できる方法

こどもの参画の重要な点は楽しさ。楽しくなければ参画は続かない。遊びこそ最大の参画の要素。遊びの要素を持ち、考え、課題に挑戦して、達成感を得て、次に臨んでいく。わくわく楽しい企画は子どもたち自身の発想にもある。一緒に考えるのもよい。

ガイドライン 09 : 基本的なプログラムの組み立て方

計画 P→実行 D→評価 C→見直し A→計画 P→実行 D→ という PDCA サイクルのアクション・リサーチやワークショップの方法によれば、子どもでも大人以上の力を発揮する。サイクルの積み上げ方式で時間をかければ大きな成果を生むし、子どもたちにも自信と問題解決能力が身に付く。

ガイドライン 10 : 子どもの参加から参画へ

大人側が企画し子どもたちを集めると、どうしても子どもはお客さんとして参加することになってしまう。ある程度、最初はそういうことも避けられない。子どもたちが参加する中で主体的に考えて行く時間とプロセスをどうつくるかにかかっている。問題を子どもたちが感性で感じることで、「〇〇をしたい」と出てくるまで待つことなど、大人には、ある程度忍耐も必要である。

ガイドライン 11 : 子ども会議

フォーラムや子ども議会等、定期的に子どもたちが集まり話し合う場において、その意味を感じてもらうには、話し合った結果が何らかの問題解決につながる実感が大切となる。はじめは大人のしかけでも、将来的には子どもが自ら市民として語り合う場を作り出すことが、建設的な会議への展開につながる。

ガイドライン 12 : 子ども自身による運営方法

子ども会議等、子ども自身がその運営に関わることが理想的である。その際、運営することの難しさにぶつかることもある。しかし、子どもがそういう困難に向かうことも重要である。ともすれば大人の発想となるこどもの参画の運営に、子どもたち自身が加わることは、自らこどもの参画を進めるという当事者感覚の醸成と大きな成長も期待される。

ガイドライン 13 : 子どもの居場所づくり

定期的に子どもたちが集まる場所があれば、そこから子どもたちの声が実際に発信されて問題提起や問題改善を導くことができる。そういう子どもたちの居場所は、可能なら子どもたちの日常的な生活圏に1ヶ所はほしい。

ガイドライン 14 : 子どもから子どもへのプロジェクト

子どもたちが問題を発見して、改善の提案をしたり、声を広げていくには、一般市民運動と同じように連帯を広げていくことが大事であり、そのためにも子どもから子どもへ伝えていくことを通じて、民主主義の市民運動の基本を学ぶことになる。

ガイドライン 15 : 子どもによる評価

子どもは市民として自らの生活について考え、意見を表明することができる。さらに市政に対しても、子どもの立場から評価することにつながることも重要である。自ら働きかけ、政策を評価し、それが形になることによって、こどもの参画は一層促進されるであろう。

ガイドライン 16 : こどもの参画を支援する大人サポーターの養成

こどもの参画の推進には、子どもに寄り添い参画を手助けする大人サポーターが必要。サポーターには知識やスキルより、子どもの心と可能性に対する信頼が求められる。子どもの傍らに立ち、社会を担っていく仲間として、共に歩み、共に学ぶように、子どもの「人格」に尊敬を持って向かい合い、育ち合う感覚を持つことが必要。

ガイドライン 17 : こどもの参画を支援する地域団体、NPO 等との連携

こどもの参画は「子ども」という「当事者の参画」であり、子どもは大人の背中を見て育つ。地域団体、NPO 等は、積極的にこどもの参画を支援し、相互に協力し合って、子どもたちに市民参加の模範を見せてほしい。

ガイドライン 18 : 地域コミュニティでのこどもの参画

かつて地域では様々な大人への通過儀礼の伝統行事があり、それが地域へのこどもの参画の過程ともなっていた。地域コミュニティが衰退した今日、子どもたちが地域に参画していくことは、一番身近な領域であり、取り組みやすく、そして子どもたちから地域の大人を動かすことにもつながる。

ガイドライン 19 :待つ忍耐と行動への粘り強い信頼

子どもの頭の中は大人が考えている以上に動いている。それがすぐに言葉や行動に出なくても、ずっと待つ忍耐が大人には必要。信頼していることを示せば、子どもはその信頼を感じて、自分でも思わぬ力を発揮する。小さな心配より大きな信頼で大人はどっしりと構えていること。

<学校の協力>

ガイドライン 20 :学校の協力を得るための手順

学校の協力を得るためには、遅くとも一年前には準備が必要である。また、学校施設の開放には、教職員の理解や協力とともに教育委員会との連携が大切。学校の年間開校時間数や放課後・休日などの開放可能な時間帯、開放のための仕組み等を理解することが大切である。

ガイドライン 21 :教育機関、保護者はじめ一般への理解の求め方

「子どもの居場所」が、そこかしこに必要な時代であることの理解を得ること。学校・家庭・地域の協力が時代の要請であることを各種の改正法から知り、「子どもの居場所」の優良モデルから学び、関係者の理解を得る。

ガイドライン 22 :こどもの参画の教育的意義

子どもは、生き、活かされている社会的な存在である。子ども自身が主体的に計画に関わり、意思決定に参画できることが大切であり、そのためには、こどもの参画を促す大人の存在が不可欠である。

ガイドライン 23 :学校と地域の連携

学校あつての地域であり、地域あつての学校である良さを互いに活かす。学校の授業を地域の方々と協働することで、子どもたちの体験を豊かにする。

ガイドライン 24 :国の子ども施策を活かす

学校と地域の連携には国の施策を活かす。学校支援地域本部事業、放課後子ども教室などの展開を。

ガイドライン 25 :学校の屋外空間を活かした遊び場づくり

子どもたちにとって身近な遊びの空間でもある校庭を、学校と地域との協働により改造し、もうひとつの「子どもの居場所」とすることで、日常的な放課後や休日に、気軽に子どもや地域の人々が集うことができ、群れて遊ぶことも可能となる。

校庭の改造は、学校にとっての教材として活かせることが大切であるから、学校・教育委員会と地域が話し合って推進する必要がある。

<まちづくり、子ども関連施設>

ガイドライン 26 :公園づくりへのこどもの参画

公園は子どもたちが遊ぶ場所でもあるので、公園づくりには、子どもも参画するべきである。そして子どもが参画しやすいテーマでもある。地域の大人のみならず子どもたちも参画することで、多くの人に利用され、地域みんなの広場となる可能性がある。

ガイドライン 27 :住宅地内の安全な道

住宅地のコミュニティ道路や歩道などは、幼児が行動範囲を家から地域に広げる時の重要な自立の場であり、地域のいろいろな大人と接触して子どもが成長とともに社会参画する上で重要な場所である。子どもたちの声を活かして、安全に過ごせる道をもっと増やすべきである。

ガイドライン 28 :児童館・公民館

児童館は、児童厚生施設で子どもたちの遊びの拠点。千葉市では子ども交流館がその機能を担っている。児童館のない所では公民館の一部に、子どもたちの利用も考えている自治体もある。これらの施設の計画や運営に子どもたちが参画していくことで、子どもたちに使いやすい施設になるとともに、地域の大人と子どもの関係も密になる。

ガイドライン 29 : 商店街、空き店舗

商店街に空き店舗が増えてきた。ずっと空き店舗なら子どもたちに開放してはどうだろうか？ 空き店舗が子どもたちの居場所になれば、地域の人も集まり、そして人通りも戻って来て商店街活性化にもつながるかも知れない。

ガイドライン 30 : 図書館

図書館は、まちの中での中高校生の居場所ともなる。中には積極的に中高校生の居場所づくりをしている図書館もある。多感な自我形成期に頼りになるものは書物の世界に多く、また最新の映像や音楽等メディアの世界も。そういう中で自分の世界に浸り、落ち着いた静かな時間を過ごせる場でもあり、快適な環境で勉強でき、調べものをする知的活動拠点でもある。

<メディア・情報戦略>

ガイドライン 31 : こどもの参画への情報機器の活用

子どもたちの方が情報機器を活用することは得意かもしれない。子どもと大人で分断されないコミュニケーションが重要である。情報リテラシーを身につけ、顔を合わせてのコミュニケーションを疎かにしないことが求められる。一方、情報機器は子どもたちの意見を吸い上げ、共有する手段として大いに期待できるものである。文明の利器でプラスαの利点を最大限活かすとよい。

ガイドライン 32 : フレゼンテーション・発表の場

こどもの参画において、PDCAのサイクルをしっかりと回していくには、その過程をふりかえり、成果物とその評価の結果も見えるようにしていく努力が重要となる。それは子ども自身にとって、次の展開への踏み台となるものであり、他の一般の人へのアピールともなる。

ガイドライン 33 : 広報活動(公共性の獲得)

広報は公共性の獲得の作業とも言われる。どれだけ人の目に触れ、理解を得られるかが行政の事業においても重要である。特に、こどもの参画については、子ども自身に選挙権がないだけに、実際に政策として取り入れられることは難しい。そのためにマスメディアと協力して、積極的にアピールして広く広報されることは子どもたちの自信にもつながっていく。

4 推進体制

ガイドライン 34 : こどもの参画の考え方の共有

地球環境問題をはじめ地域社会の様々な課題に対して、市民一人ひとりの自己決定に基づく行動が重要であり、子どもにも、子どもに関わる事柄に対して当事者＝市民としての参画が保障されることは、自律した市民意識、持続可能な市民社会の将来を築く上でも大事なことである。行政においても子どもをパートナーとして認識する考えを共有したい。

ガイドライン 35 : こどもの参画の職員研修

こどもの参画を推進するためには、まず庁内職員がそのことを理解する必要がある。既成概念の子ども観を払拭するためにも、少子化と持続可能性の要請等の背景、考え方、そして長期的な行政の方向性等各々の施策とも関連して、学び、疑問があれば相互に討議し合うような研修が望まれる。

ガイドライン 36 : こどもの参画の庁内体制づくり

子どものことは横断的に様々な部署に関連する。こどもの参画の推進に当たっても、参画の方法等に熟練したチームが、横断的に調整しながら各々の部署の施策についてアドバイスしたり、時に支援する等、ある程度、調整権限を有しながらコーディネートできる体制づくりが望まれる。

ガイドライン 37 :こどもの参画のPDCA マネジメント

行政の事業執行においても計画→実施→評価→改善といういわゆる PDCA マネジメントが浸透しつつある。子どもが参画する事業の評価においても、子ども自身が参画するような評価の機会があれば、子どもにとって、事業の位置づけの認識ややりがいが、より増していくであろう。

ガイドライン 38 :こどもの参画事業のスクリーニング

こどもの参画を取り入れるべき事業、子どもの声を聞くべき事業を選び出す（スクリーニング）には、そのための指標を明確にしておく必要がある。子どもに関連するといっても様々にあり、子どもが利用者である場合など優先度の高いものから順次行うことでもよい。

ガイドライン 39 :子どもへの影響のアセスメント

子どもに関連する事業は、その事業を行うことによって子どもにどんな影響があるか、しっかりとアセスメントを行っておく必要がある。影響にはプラスの影響とマイナスの影響があるが、その両面から評価を行い、事業評価や改善につなげていく。

ガイドライン 40 :こどもの参画に期待される効果、成功に導く仕掛け

こどもの参画によって、しない場合よりどのような効果が得られたか、しっかりと記録と評価を行い、次の事業の展開の基礎とするべきである。そして、より大きな課題への戦略をつくっていくことが重要であり、それも子どもたちの乗り方、状況によって無理強いをしないで、自然な流れでできるような戦略づくりが求められる。

ガイドライン 41 :「子どもの提言の実現」のための仕組みづくり

子どもの提言を単にきれいごとですませて、何もしない場合は、子どもに悪い影響を与える。しかし提言の中には実現困難なこともある。何ができて、何ができないか、理由も含めて子どもに明確に回答する必要がある。ただし、困難な課題でも意義あるものは継続的な取り組みに移すとよい。提言を受けて子どもと権限ある大人がしっかりと対話する場が必要である。

5 おわりに～今後の課題～

当初からこのガイドラインは第一弾として作成し、今後、いろいろな声を反映してバージョンアップするつもりでいるものです。

また、今後の課題として、具体的にいくつかの行政事業をモデルに検討していき、詳細な点についてもガイドラインにまとめて行く必要もあるかと思えます。

今後、市職員はもちろんのこと、子どもたちにも見てもらい、その評価を受けながらブラッシュアップしていくことが必要と考えています。そのためにもこのガイドラインを見られた方々からご遠慮ない意見を寄せていただけたらと思います。

平成 23 年 9 月

千葉県子ども未来局

※ 本ガイドラインは、平成 22 年度事業として、公益社団法人子ども環境学会に委託し、その原案を作成しました。